

年金検定 1 級の出題形式と攻略ポイント

年金検定は、公的年金等に関する専門的・実務的な知識を身につけていることを証明する、一般社団法人日本金融人材育成協会主催の検定試験です。

本検定試験では、老齢年金の全体像はもとより、障害年金及び遺族年金の支給要件や、年金額の計算、また公的医療保障の基礎についても問われますので、より幅広く深い知識が求められ、本検定試験に合格し得る知識を習得することにより、金融機関においては年金相談や公的年金の新規口座獲得に関わる相談スキルの向上に、また社労士や FP などの実務に就いている方にとっては業務の拡大に繋げることができます。

○ 年金検定 1 級試験

出題形式

空欄補充(記述式) 下記分野の中から、大問 8～10 問出題

「老齢年金」、「障害年金」、「遺族年金」、「年金その他(離婚時の年金分割、手続き関係、法改正等)」、「確定拠出年金・確定給付企業年金」、「医療保険」、「介護保険・税金」

合格基準

満点の 60%以上(試験委員会にて最終決定)

出題範囲

- ・年金制度の仕組み(被保険者、標準報酬、保険料、被用者年金制度の一元化等)
- ・年金給付の支給要件・年金額の計算(老齢年金の繰上げ・繰下げ、在職老齢年金の計算等を含む)・裁定請求手続き等
- ・離婚時の年金分割
- ・確定拠出年金
- ・確定給付企業年金
- ・国民年金基金
- ・医療保険(健康保険、後期高齢者医療制度)
- ・介護保険(給付の仕組み等)
- ・年金に係る税金
- ・その他

試験日 2021 年 3 月 14 日(日) 13:30～15:30

試験時間 120 分 試験開始後 30 分間、終了前 10 分間は退室禁止

次の事例の設定に基づいて、【問1】及び【問2】の間に答えなさい。

日本人夫婦である花子さん（昭和35年4月1日生まれ）と太郎さん（昭和30年8月10日生まれ）は、現在、長男夫婦と2世帯住宅で暮らしている。

【花子さんの公的年金制度の加入暦】

昭和53年4月～昭和56年3月…加入記録なし（海外在住、昭和56年4月帰国）

昭和56年4月～昭和61年3月…加入記録なし（無職、昭和57年7月に太郎さんと結婚）

昭和61年4月～平成20年6月…第3号被保険者

平成20年7月～平成24年6月…保険料全額免除期間

平成24年7月～平成27年6月…保険料半額免除期間

平成27年7月～平成29年3月…保険料4分の1免除期間

平成29年4月～令和3年2月…厚生年金保険（民間会社）の被保険者

【太郎さんの公的年金制度の加入暦】

昭和53年4月から平成20年6月末日まで民間会社に勤務し（厚生年金保険に加入）、退職後は、自営業を営んでいる。現在、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給中である。

【問1】 花子さんが65歳から受給することができる老齢基礎年金に係る下記の文章の空欄に当てはまる語句を、設問の設定を踏まえて答えなさい。

花子さんは、保険料納付済期間を（ ① ）月、合算対象期間を（ ② ）月有する。

花子さんが65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額は（ ③ ）円である。

①：_____月

②：_____月

③：_____円

【問2】 花子さんに対する老齢基礎年金等に係る下記の文章の空欄に当てはまる語句を、設問の設定を踏まえ答えなさい。

花さんは、（ ① ）に特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得する。

花さんは、知り合いの社会保険労務士に、老齢の年金の支給繰下げについて相談をしたところ、65歳からは老齢厚生年金のみを受給し、老齢基礎年金のみを繰り下げて受給することもできるとのこと。仮に、花さんが令和9年4月に老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合における増額率は（ ② ）%である。

①：令和_____年_____月

②：_____%

解答・解説

【問1】

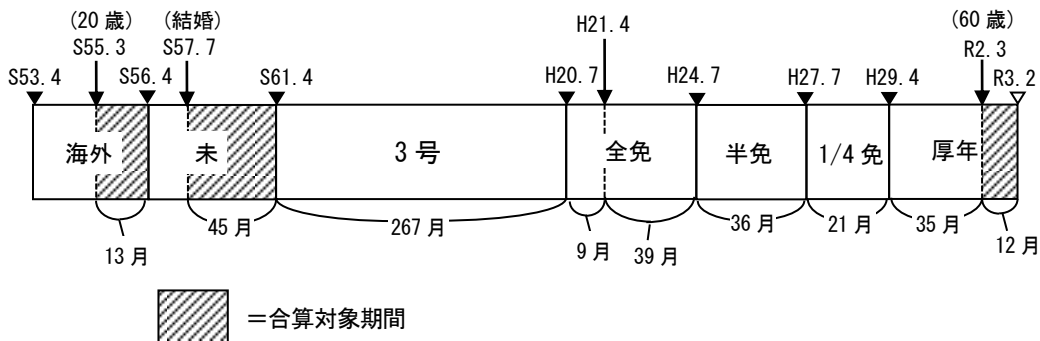
解答

①： 302 月

②： 70 月

③： 629,345 円

解説



保険料納付済期間…267月＋35月＝302月

保険料全額免除期間…48月〔9月（～H21.3）、39月（H21.4～）〕

保険料半額免除期間…36月

保険料4分の1免除期間…21月

合算対象期間…13月＋45月＋12月＝70月

花子さんの老齢基礎年金の額の計算において、保険料全額免除期間のうち、平成20年7月から平成21年3月までの9月については「3分の1」を、平成21年4月から平成24年6月までの39月については「2分の1」を乗じて得た月数で計算される

$$\boxed{781,700 \text{ 円}} \times \frac{302 \text{ 月} + 9 \text{ 月} \times \frac{1}{3} + 39 \text{ 月} \times \frac{1}{2} + 36 \text{ 月} \times \frac{3}{4} + 21 \text{ 月} \times \frac{7}{8}}{480 \text{ 月}}$$

≒602,357円

太郎さんは、厚生年金保険の被保険者期間を240月以上有しているので、太郎さんの老齢厚生年金には、花子さんを加算対象とする加給年金額が加算されている。花子さんが65歳に達したときに加給年金額の加算は終了し、花子さんの老齢基礎年金に振替加算額が加算される。

したがって、花子さんが65歳から受給できる老齢基礎年金の額は、「602,357円＋26,988円＝629,345円」である。

【問2】**解答**①：令和 3 年 3 月②：17.5 %**解説**

①について

花子さんは、61歳到達月である令和3年3月に、第1号厚生年金被保険者期間に基づく特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得する。

②について

$$0.7\% \times 25\text{月}^{\ast} = 17.5\%$$

※65歳到達月（令和7年3月）から繰下げ申出月の前月（令和9年3月）までの月数

○ 年金検定1級合格に取り組むことのメリット

専門性が高まります。場所は年金事務所かもしれませんが、金融機関で働く方であれば職場ということになるかもしれませんが、年金の相談に窓口を訪れる方は年金の仕組みがわかりません。

断片的な情報しか持ってこない相談者からの的確に必要な情報を引き出し、適切かつスムーズに必要な情報提供ができる力が身に付きます。

それにより、相談者、(金融機関の方であれば顧客)との信頼関係が高まるでしょう。これが、資格取得に係るメリットと言えます。